

住所 氏名 飯田市議会 会派 みらい 代表 原 勉

本意見書を提出するに当たり様式を以下のようにするのでご留意願いたい。

1, 素案全体を通じて	6件	
2, ホームページで示されている素案について	19件	
3, 議会全員協議会で示されている概要について	15件	以上

#### 1, 素案全体を通じて

1 条例の柱が、面積と高さ及び届出となっているが、面積と高さは外形であってどの時点を抑えるのか、またどの状態を抑えるか等判定が難しいのではないかと。更に、面積・高さ以下のものについては黙認となるためかえって既成事実化するのではないかと。

届出制ということは、届けをした時点で認可となるため、そもそもこの条例がなんのために設けられたのかの点で不十分であり抑制力という点では不十分だ。むしろ、許可制を検討すべきではなかったか。

これらの点から、更に実効性のあるものにするため再検討すべきだ。

2 柏市の野積み条例は環境条例を補完する別立てになっている。

飯田市の野積み条例も別に単独に条例を立て、目的を明らかにすべきではないかと。

3 上記条例中に事前協議が求められているが、これは周辺住民の不安を取り除き、また事業者に対して不正行為の抑制効果も望めると思われる。飯田市では地域協議会が市長の諮問機関としてあるので、ここに事前に測りその議事録を以て届けでの一要件にしたらどうか。

4 パブリックコメント素案の内容について、市民の間に分かりにくいという意見が多くある。野積み案件のような市民からの要望意見があって条例化するには、当該関係地域の市民の意見をその作成段階から十分に聴取するなど、市民参加を十分に配慮し行うべきではなかったか。

この点からも、拙速に施行を急がず今一度民意の積み上げのための検討期間を求める。

5 有価物か廃棄物かの解釈について、家電品等は野積みされることにより風雨にさらされその機能が損なわれる恐れがあり、野積みされる時点で廃棄物と解釈することが妥当だと思われる。

このことから家電品等の野積みについて、飯田市の見解を明確にし適正に管理することを条文に明記するべきではないかと。

6 パブリックコメントに示された素案内容と議会に示された内容には乖離がある。

このことも混乱する一要因になっている。今後のパブリックコメントの手法について、どの時点で何についてどのように行うかなど、手順と様式を明確にすべきだ。

2、ホームページで示されている素案について

飯田市環境保全条例の改正(素案)の概要	意見事項
<p>1 屋外たい積場について、一定面積以上の施設を設置する場合には事前の届出を求め、必要な範囲内において指導や勧告を行います。</p>	<p>①一定面積 とはいかなるものか、2項とは区別していると見られるが読み取れない、2項との違いを明確にすべきだ。                  ②屋外たい積場の定義が不明確だ。                  ③施設の設置の解釈は何か、野山や空き地は施設となるのか、何を以て施設というのか明確にすべき。                  ④指導・勧告は行政指導か処分なのか不明確</p>
<p>2 適正な経済活動を行う事業者への影響を避けなければならないことから、一定面積(300平方メートル)を超えるか、その面積には至らないが一部でも高さ3メートルを超える屋外たい積場を「特定屋外たい積場」と定義付けて、次の項目を盛り込みます</p>	<p>⑤現在市内に特定堆積場なるものが存在するのか、また特定たい積場に該当したという事実をどのように把握するのか、抜け落ちが出る恐れあり。                  ⑥適正な経済活動を行う事業者への影響を避けるとあるが、そもそも適正でない事業者は最初から排除すべきではないか。また、適性の基準が問われないか。                  ⑦面積と高さについてどの時点を指すのか問われないか                  ⑧面積高さの根拠を合理的に説明出来るようにすべき。</p>
<p>(1) 事前の届出制度による事業者の掌握 屋外たい積場設置、変更、廃止をする場合は事前に届出の提出を求めます。既に設置している者も経過措置を設けて届出を義務づけます。</p>	<p>⑨概に設置している者とは何を指すのか、これでは読み取れないのではないかと。まず設置の概念を明確にすべきだ。</p>
<p>(2) 特定屋外たい積場への立入調査等の実施 条例の求める要件及び届出のとりの管理状況にあるかを確認するため、定期あるいは必要に応じて特定屋外たい積場へ市職員が立ち入り、状況によって是正勧告を行い、又は必要な報告を求めます。</p>	<p>⑩条例の求めるとあるが、あたかも他に条例があるように読める。「報告」は作為義務であるため飯田市条例上の根拠を示す必要がある。不十分だ。                  ⑪必要な報告とは何を指すのかがわからない。</p>
<p>(3) 事故時の措置 (特定以外の屋外たい積場も含む) 事業者が事故時の報告義務を課すと共に被害拡大防止措置の実施を求め、市は状況により措置命令を行います。 (水質、騒音等を測定し報告する義務を含む。)</p>	<p>⑫事故時の処置としては市が事業者に対し「措置命令」とあるが、これでは時間がかかりすぎる。被害を最小限に留めるために、市が直接対応できるように条例中に何らかの規定を設けるべきではないか</p>

<p>(4) 従わない場合の罰則等次のとおり定めま すが、罰金 の上限額は長野地方検察庁と協 議のうえ決定します。</p>	<p>⑬長野地方検察庁とはこの条例素案について協議を したのか、条例としての実用性について検察側の 意見・見解について説明があるべきだ。 ⑭県との協議説明もあるべきだ。</p>
<p>ア 届出(変更・廃止を含む。)を出さない場合 罰金</p>	<p>⑮届出・徴収報告・に対し罰金を科せれるのか、その 根拠を法令上に求め条例中に示す必要がある。</p>
<p>イ 立入調査等を拒否した場合 罰金</p>	<p>⑯事故発生時の義務・命令違反に対する罰金の根拠 をどこに求めるのかを明確にすべき</p>
<p>ウ 報告の徴収に従わない場合 罰金</p>	<p>⑰立ち入り調査等を拒否とあるが罰金という以上、誰が それを立証するのか。警察がするのか？市職員でいい のかこの点が不十分。 ⑱勧告に従わないことに対する過料は行政手続き法上問題 があるのではないか。</p>
<p>エ 事故発生時の市への報告義務違反又は 措置命令に従わない場合 罰金</p>	
<p>オ 勧告に従わない場合氏名もしくは名称の公 表又は過料</p>	
<p>3 施行時期 平成 23 年 10 月を予定しています。</p>	<p>⑲10月公布とあるが、既存事業者に対しどのように説明 するのか、同意と普及をどうするのか。</p>

### 3、議会全員協議会で示されている概要について

### 3, 議会全員協議会で示されている概要について

※ 全体にあいまいな言い回しが多く見られるため、再検討が必要と思われる。

- ① 使用済み物品の解釈は誰にとっての主語にかけているため、あいまいである。見直しが必要。一度使用され、または使用されず、などはどの時点を指すのか。
- ② 屋外に使用済み物品等の集荷、選別、出荷とあるが想定される事態があいまいで、面積・高さをどう当てはめるのかの解釈で問題が出る。
- ③ 事業所とはどのような形態を指すのかあいまい。
- ④ 同一事業者が複数とは名義が変わっていればいいのか、形態として認められなければいいのか等、抜け道が想定されるため実効性が疑われる。
- ⑤ 参考6条抜粋より、周囲の良好な生活環境が損なわれるとは野積みとの関連でどう関係づけるのか解釈に問題がある。
- ⑥ 4番の屋外たい積上の要件について、公害を発生させる、発生させる恐れの判断をどの様に判断するのか。
- ⑦ 施設とはどのようなことを指すのか。
- ⑧ 周囲の囲いとはどのような状態まで求めるのかあいまい。
- ⑨ 騒音の発生を予想とあるが誰が予想するのかの点が問題。
- ⑩ 軽い素材のたい積とあるが、そもそも使用済み物品に素材が含まれるのか。また、軽い素とあるが、軽いとは何をもって軽いというのかあいまい。
- ⑪ 底面を不浸透の材料とあるがあいまい。
- ⑫ 周辺環境に及ぼす影響とあり、意見にできる限り配慮とあるが、これでは何のことか分らない。本当に影響を防ぐことができるのか疑問。
- ⑬ 届け出をしない施設とあるがこの条例は効力を及ぼさないのかどうか。及ぼすならどこかに触れておくべきではないか。
- ⑭ 立ち入り検査とあるが、期間の定めが必要ではないか。
- ⑮ 罰金に至る部分の根拠が薄いので後々運用上問題になりはしないか。

以上